

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

年金の受取り内容のご確認

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

寡婦年金

請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

死亡一時金、寡婦年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

⇒ お手続きカードNo.1,2,4,6,7,8,11,12



年金の受取り内容のご案内

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

⇒ お手続きカードNo. 3

寡婦年金

⇒ お手続きカードNo. 9,10



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

⇒ 必要書類リスト

⇒ お手続きカード  請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

⇒ 説明事項のご確認

⇒ お手続きカードNo. 5,13

－ 目次 －

カード No.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	死亡一時金を 受け取るための 3つの要件	● 全ての者	■ 遺族の要件 ■ 亡くなった方の要件 ■ 亡くなった方の保険料納付要件
2	生計同一関係とは	● 死亡者の配偶者、子、父母、 孫、祖父母、兄弟姉妹	■ 生計同一関係の認定要件
3	いくら？ －死亡一時金額の 計算－	● 全ての者 ● 死亡一時金の受給要件を 満たす者	■ 受け取れる金額 ■ 保険料を納めた月数とは
4	死亡の推定と失踪宣告	● 3か月間生死が分から ない者の遺族 ● 3か月以内に死亡が明らか になったが、死亡の時期が 分からない者の遺族	■ 死亡の推定 ■ 失踪宣告 ■ 要件判定日
5	請求後の流れ	● 死亡一時金の請求書を提出 した者	■ 一時金の決定と受取り
6	寡婦年金を 受け取るための 3つの要件	● 全ての者	■ 遺族の要件 ■ 亡くなった方の要件 ■ 亡くなった方の保険料納付要件
7	保険料納付済期間、 保険料免除期間	● 全ての者	■ 保険料納付済期間 ■ 保険料免除期間
8	生計維持・同一関係 とは	● 死亡者の妻	■ 妻の生計維持・同一関係の認定要件
9	いくら？ －年金額の計算－	● 全ての者 ● 寡婦年金の受給要件を 満たす妻	■ 妻が受け取れる年金額 ■ 死亡した夫が受け取ることができた 老齢基礎年金額 ■ 注意点
10	いつからいつまで 受け取れる？	● 全ての者 ● 寡婦年金の受給要件を 満たす妻	■ いつから受け取れる？ ■ いつまで受け取れる？ ■ いつから入金されるか
11	死亡の推定と失踪宣告	● 3か月間生死が分から ない者の妻 ● 3か月以内に死亡が明らか になったが、死亡の時期が 分からない者の妻	■ 死亡の推定 ■ 失踪宣告 ■ 要件判定日
12	交通事故等による 死亡の場合の 支給停止期間	● 第三者行為により死亡した 者の妻	■ 受け取れなくなるケース ■ 支給停止される金額
13	請求後の流れ	● 寡婦年金の請求書を提出 した者	■ 年金の決定と受取り

No.1-1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

死亡一時金

✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

※ **遺族基礎年金**を受け取るための要件を満たしている遺族がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹

- 死亡一時金を受ける順位は、1～6の順です。死亡一時金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の方の年齢制限はありません。

➔ 遺族の範囲

✓ 亡くなった方の要件

亡くなった方が**老齢基礎年金**または**障害基礎年金**のいずれも受け取った（※）ことがない。

（※）生前ご本人が年金を受け取っていなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。
ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

➔ 未-No.1

➔ 老-No.9

No.1-2 死亡一時金を受け取るための3つの要件

死亡一時金

亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済月数などの合計が**36カ月以上**ある方。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料} & & & & & & \\ \text{納付済月数} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\ (\ast 1) & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\ & & (\ast 2) & & (\ast 2) & & (\ast 2) \\ & & \times 1/4 & & \times 1/2 & & \times 3/4 \\ & & & & & & \geq 36 \text{カ月} \end{array}$$

- ※1 第1号被保険者として保険料を納めた月数をいいます。
- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
 - 保険料免除期間について保険料を追納した月数
 - 保険料未納期間について保険料を後納した月数
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
 - 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する月数

※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

➔ 加入・免除ガイド-No.16

※ 原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができません。

※ 寡婦年金と死亡一時金の両方の受給要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

✓ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aが死亡者より、または死亡者がAより、生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

No.3-1 いくら? –死亡一時金額の計算–

死亡一時金

受け取れる金額

保険料を納めた月数	金額
36ヵ月以上180ヵ月未満	120,000円
180ヵ月以上240ヵ月未満	145,000円
240ヵ月以上300ヵ月未満	170,000円
300ヵ月以上360ヵ月未満	220,000円
360ヵ月以上420ヵ月未満	270,000円
420ヵ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

✓ 保険料を納めた月数とは

以下の計算式で算定される月数です。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料} & & & & & & \\ \text{納付済月数} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\ (\ast 1) & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\ & & (\ast 2) & & (\ast 2) & & (\ast 2) \\ & & \times 1/4 & & \times 1/2 & & \times 3/4 \end{array}$$

- ※1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について保険料を納めた月数をいいます。
- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
 - 保険料免除期間について保険料を追納した月数
 - 保険料未納期間について保険料を後納した月数
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
 - 国民年金保険料産前産後免除期間に該当する月数
- ※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

➔ 加入・免除ガイド-No.16

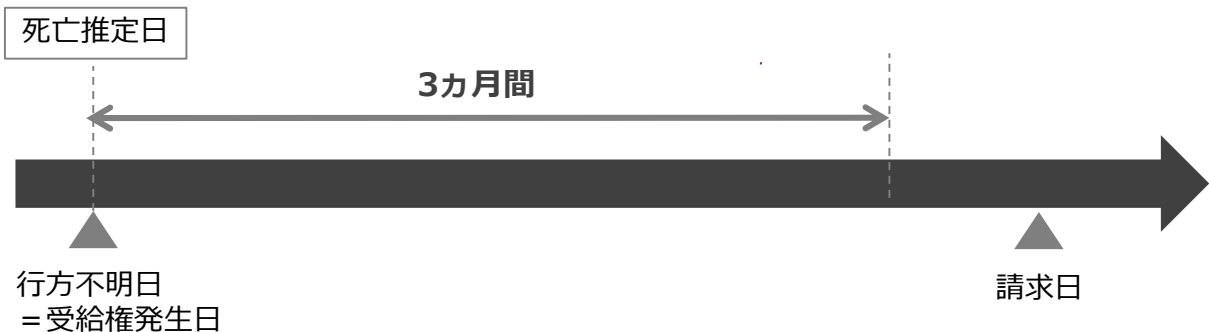
No.4-1 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

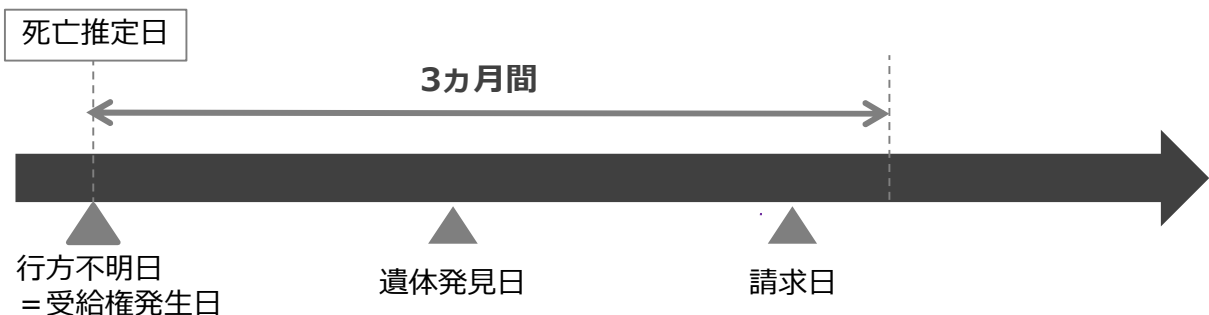
✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3カ月間生死が分からない場合



3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



- ※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

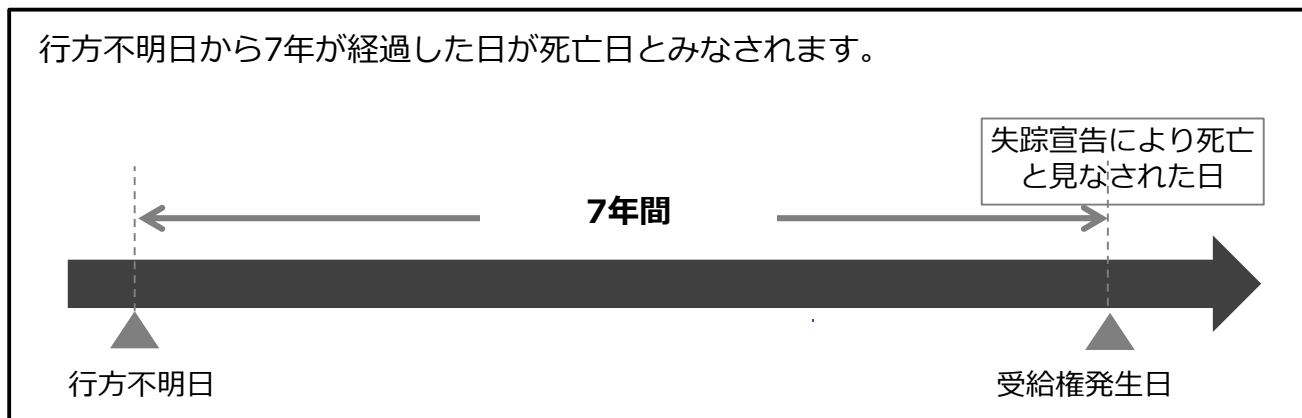
No.4-2 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

✓ 失踪宣告

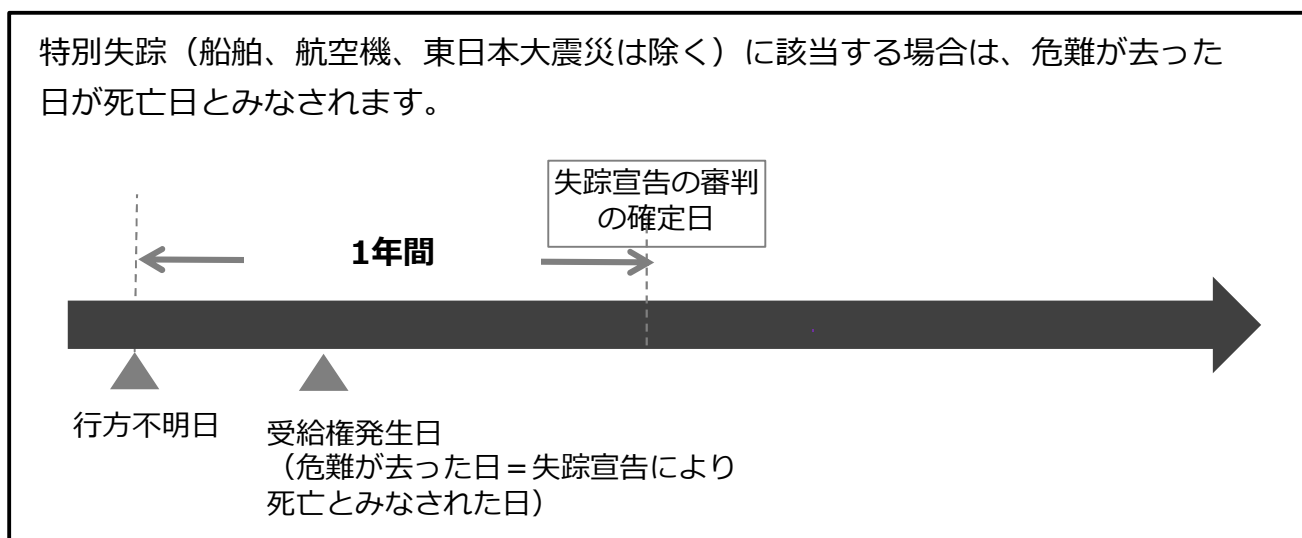
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



✓ 要件判定日

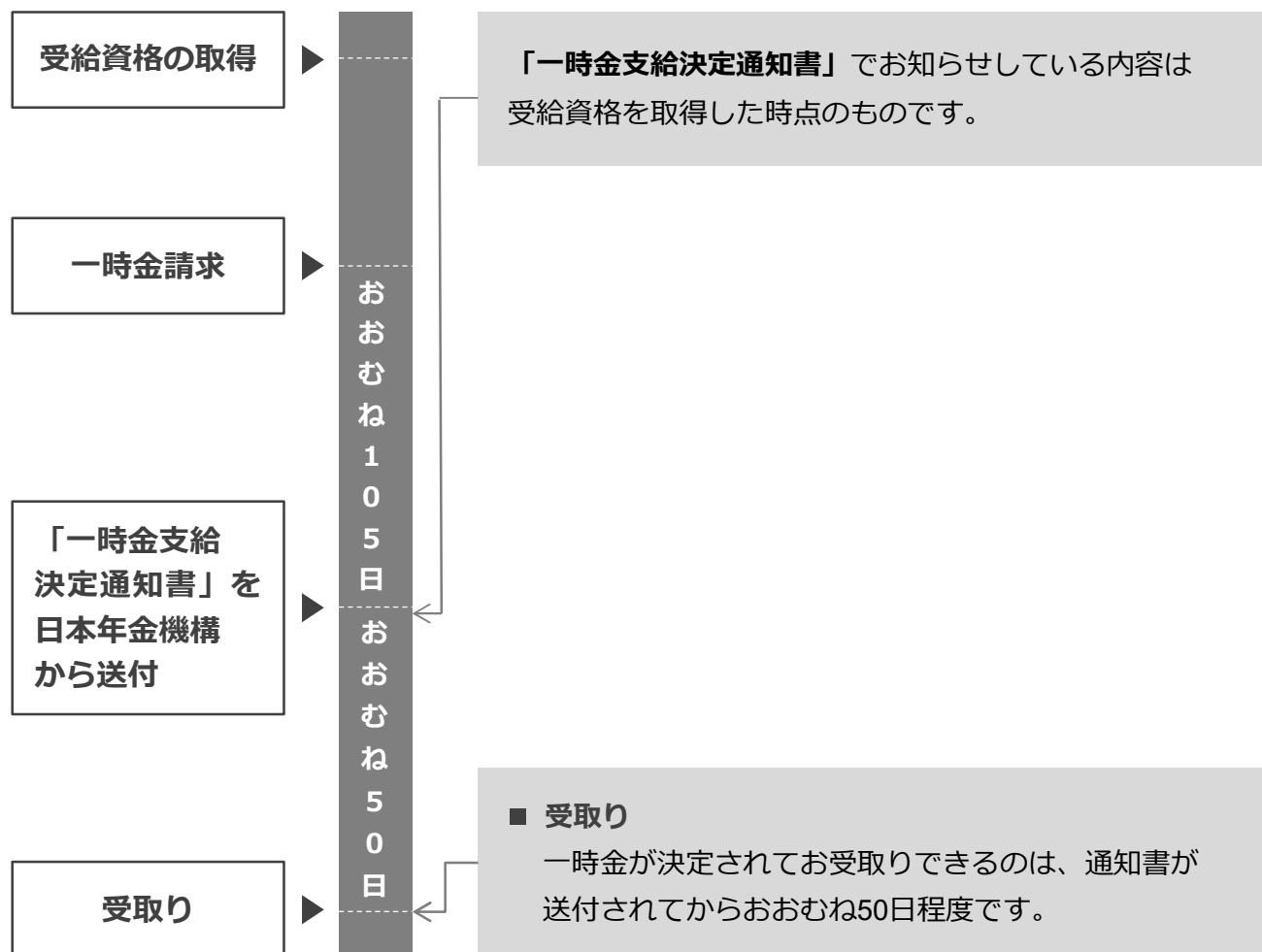
	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計同一関係		行方不明日	
身分関係		失踪宣告により死亡とみなされた日	

No.5-1 請求後の流れ

死亡一時金

✓ 一時金の決定と受取り

一時金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、一時金を受け取れます。



No.5-2 請求後の流れ

死亡一時金

●一時金支給決定通知書

年 月 日

様

厚生労働大臣

国民年金死亡一時金の支給額のお知らせ (支給決定通知書)

あなたから請求のありました国民年金死亡一時金については次のとおり決定し、支給することとしましたので通知します。

死亡者氏名

死亡者の
基礎年金番号

死亡一時金支給額

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

✓ 遺族の要件

妻

(以下のすべてを満たす方)

1	夫が死亡した当時、夫により生計を維持していた
2	夫が死亡した当時、65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
3	老齢基礎年金を繰上げ受給していない

- **「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。**

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

➔ 遺族の範囲

No.6-2 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

✓ 亡くなった方の要件

亡くなった方が、次のいずれにも該当していなかった場合には、妻は寡婦年金を受け取ることができます。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 障害基礎年金を受け取った（※1）ことがある |
| 2 | 老齢基礎年金を受け取った（※2）ことがある |

（※1）令和3年3月31日以前の死亡の場合、亡くなった夫が障害基礎年金の受給権者であったときは支給されません。

（※2）生前ご本人が年金を受け取っていない場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。

ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

➡ 未-No.1

➡ 老-No.9

✓ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡した月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間、保険料免除期間の合計が10年以上であること。
ただし、学生納付特例および納付猶予等の免除期間以外の期間を有すること。

10年以上

（第1号被保険者としての）保険料納付済期間 + 保険料免除期間

➡ 寡-No.7

寡婦年金を受け取ることでできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
- ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
- ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
- ・国民年金保険料産前産後免除期間に該当する期間



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➤ 加入・免除ガイド-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や**失業**した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に**困難な方が対象**となります。

➤ 加入・免除ガイドNo.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➤ 加入・免除ガイド-No.17

② 納付猶予（令和12年6月まで）

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、**本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象**となります。世帯主の所得は考慮されません。

➤ 加入・免除ガイド-No.16



妻の生計維持・同一関係の認定要件

妻と亡夫が、死亡日において生計を同一にしており、妻の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には**次の要件を共に満たす必要**があります。

生計同一要件 いずれか

- ① 死亡日において妻が亡夫と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において妻が亡夫と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において妻と亡夫の住所が住民票上異なっていたが、妻が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 亡夫から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 亡夫との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件 いずれか

- ① 死亡日において妻の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において妻の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において妻の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において妻の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

No.9-1 いくら? - 年金額の計算 -

寡婦年金

妻が受け取れる年金額

死亡した夫の第1号被保険者期間だけで計算した
老齢基礎年金の額

× $\frac{3}{4}$

死亡した夫の1号被保険者期間にかかる老齢基礎年金額

(令和6年度の額)

老齢基礎年金額 (満額) = 年額 **816,000**円 (月額68,000円)

※ 既裁定者(68歳以上の方)の満額は、年額813,700円です。

<死亡した夫の老齢基礎年金の計算式>

※ 第1号被保険者として保険料を納付した月数

平成21年4月以後(から)の期間

$$816,000\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}(\text{※}) + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

平成21年3月以前(まで)の期間

$$816,000\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}(\text{※}) + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480\text{月}(40\text{年})}$$

注意点

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

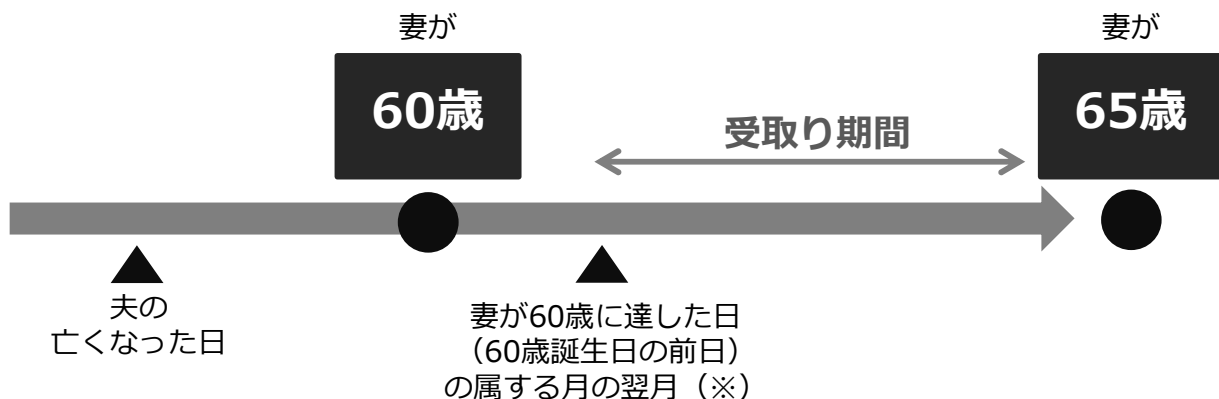
寡婦年金と死亡一時金の両方の受給要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.10-1 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

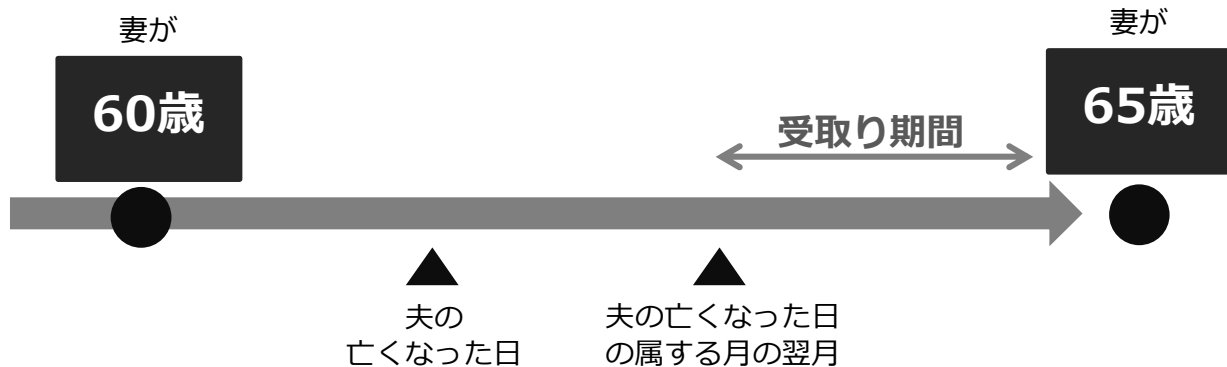
☑ いつから受け取れる？

例1：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていない場合



(※) 昭和36年10月10日生まれの妻の場合、60歳に達した日は令和3年10月9日となります

例2：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていた場合



No.10-2 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

☑ いつまで受け取れる？

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

妻の状況

下記の状況の**いずれかに該当**したときは、
その翌月から**年金が受け取れなくなります。**

1	65歳に達したとき（65歳誕生日の前日）（※）
2	亡くなったとき
3	婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしたとき
4	直系血族、直系姻族以外の者の養子となったとき
5	老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき

➔ 寡-NO.6

（※） 昭和31年10月10日生まれの妻の場合、65歳に達したときは令和3年10月9日となります

No.10-3 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

✔ いつから入金されるか

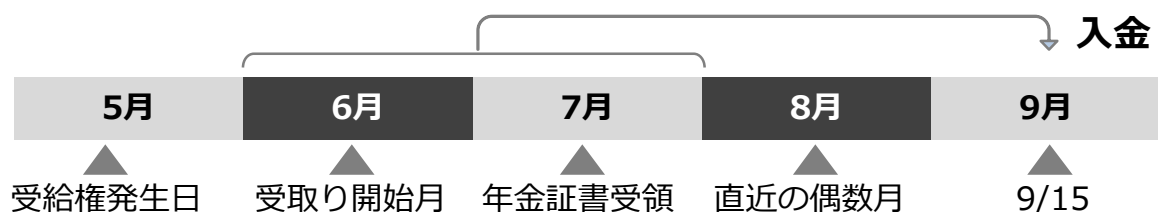
<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（土日祝日の場合は直前の営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月分から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月分から直近の偶数月の前月分までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- **偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、祝日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



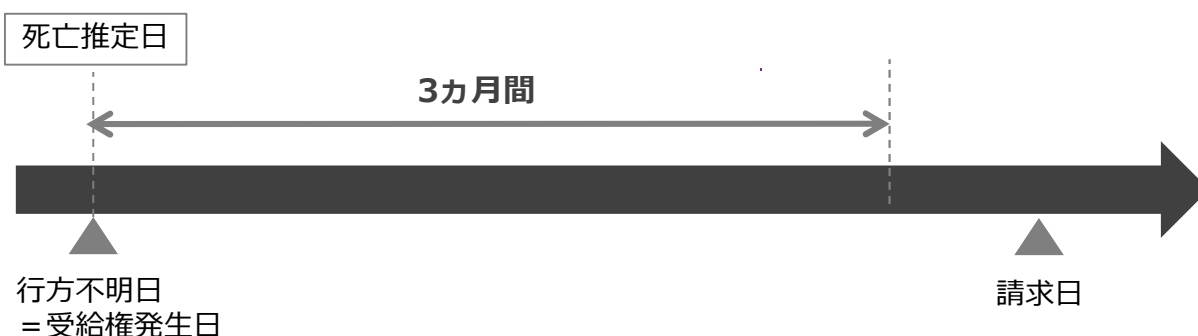
No.11-1 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

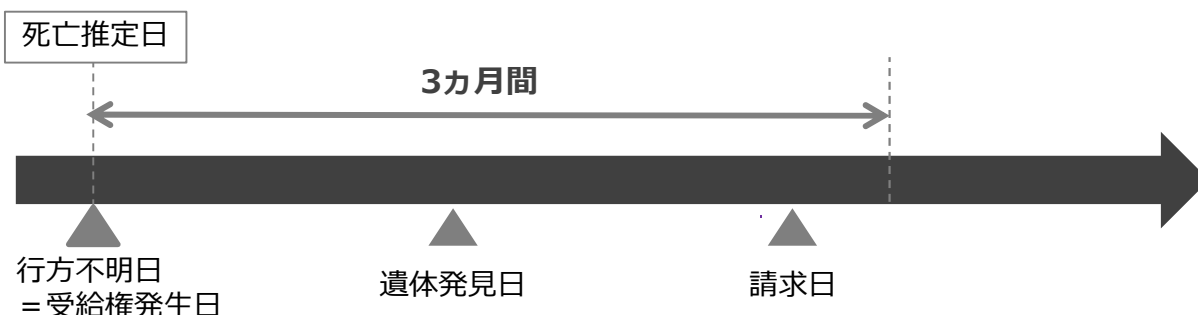
✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3カ月間生死が分からない場合



3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



- ※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

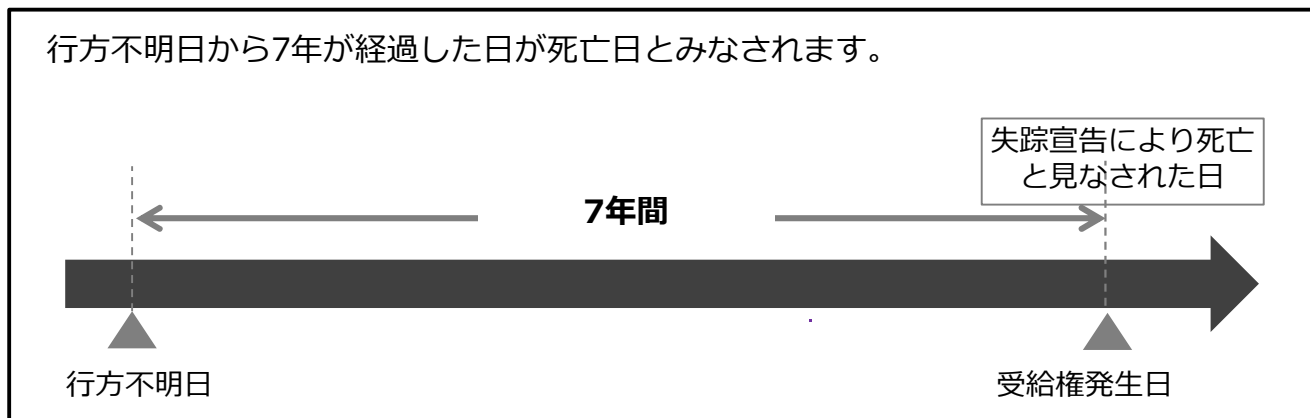
No.11-2 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

✓ 失踪宣告

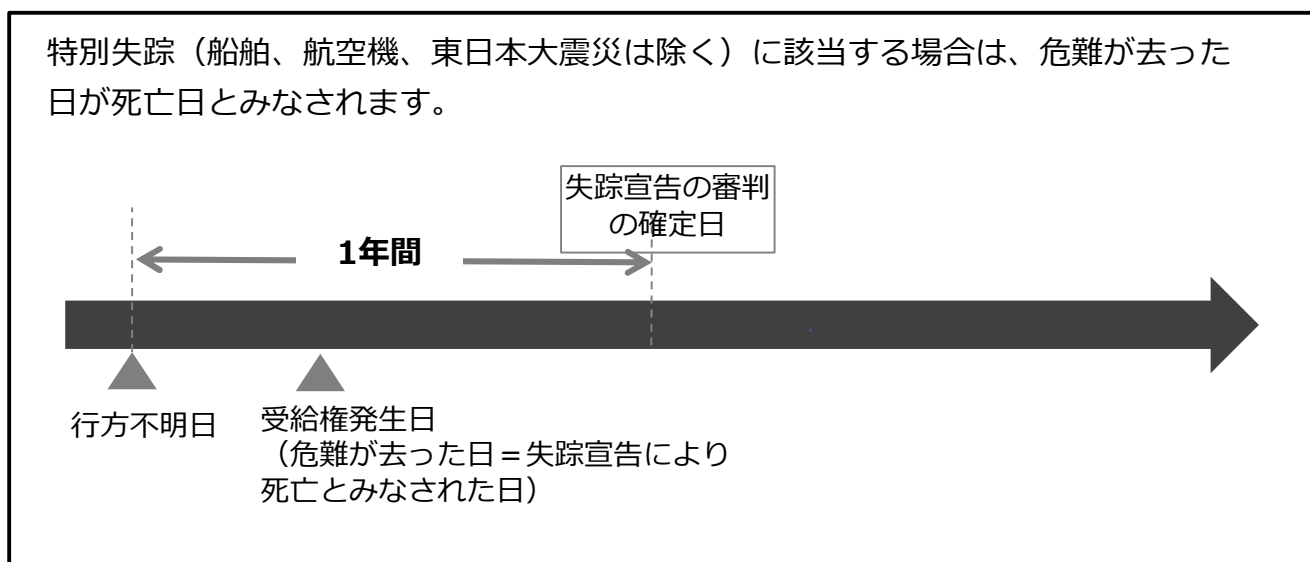
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



✓ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計維持関係			
身分関係		失踪宣告により死亡とみなされた日	
年齢			

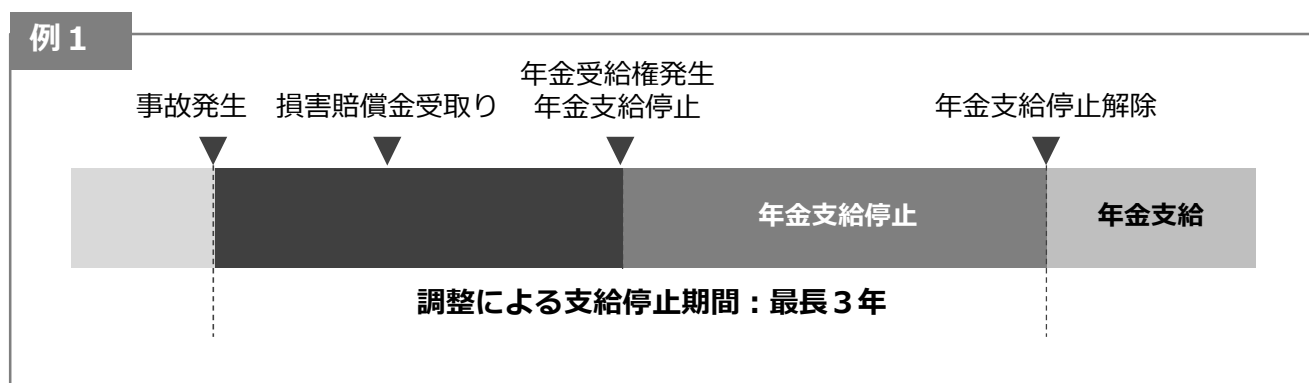
損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

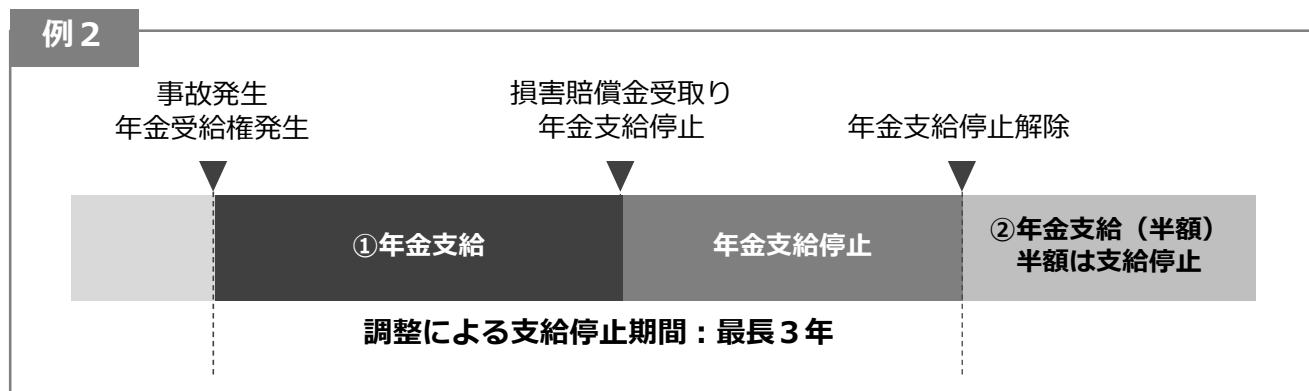
1. 損害賠償金受取り後に寡婦年金の受取りが開始した場合

支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 寡婦年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。



☑ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

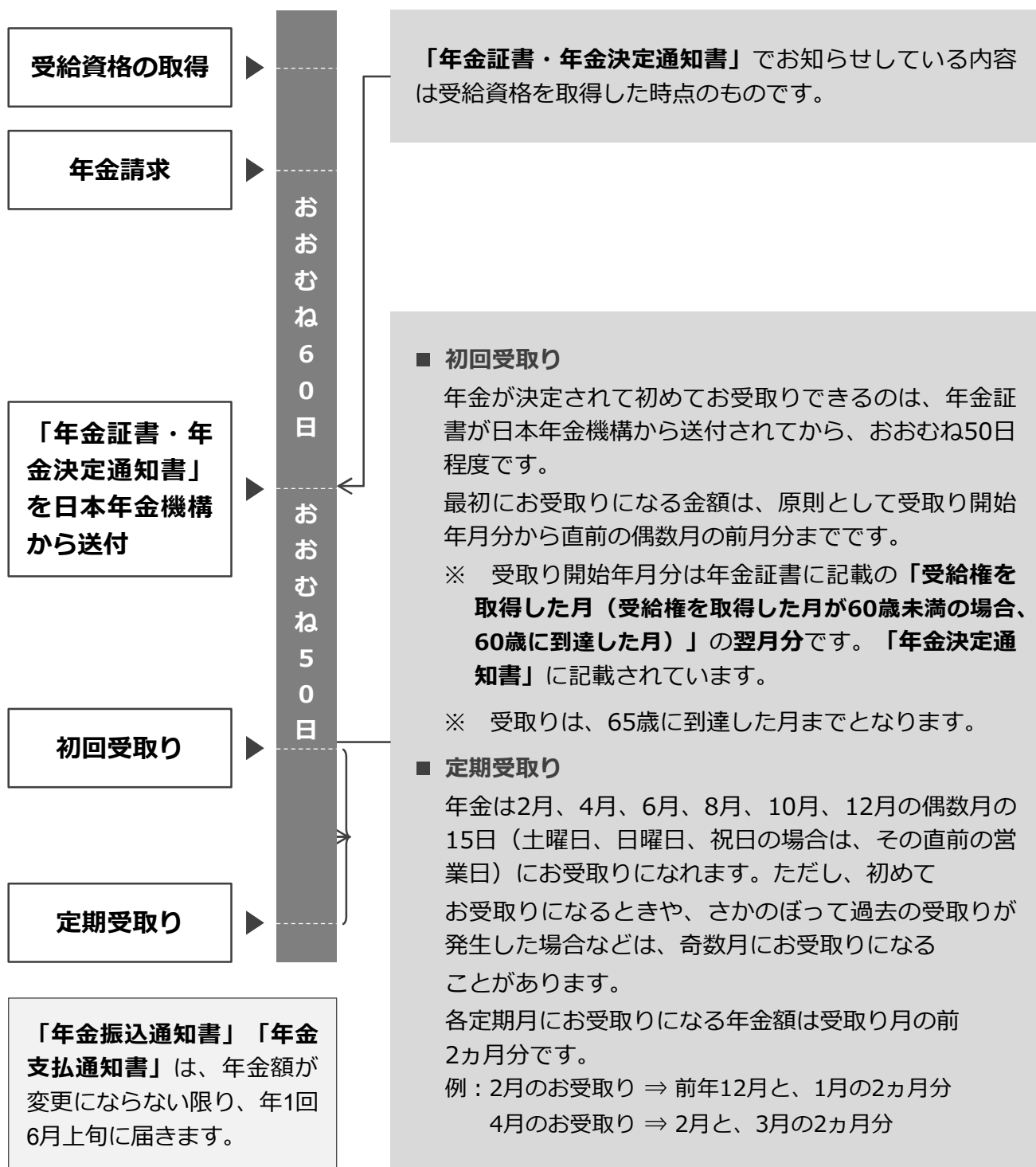
感謝料、医療費などは対象外です。

No.13-1 請求後の流れ

寡婦年金

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.13-2 請求後の流れ

死亡一時金

寡婦年金

● 年金証書・年金決定通知書



I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の
 2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 (区分) 子 人
遺族加算区分	

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の
 2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者 人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	免除	厚生年金保険	共済組合		
納付済期間等	月 4分の1免除	月 ()	月	月	月	月
	半額免除	月 ()				
	(付加) 月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月		
	全額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の () 内の月数は平成21年4月以降の月数です。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣



No.13-3 請求後の流れ

死亡一時金

寡婦年金

● 年金振込通知書

年金振込通知書		(振込予定日)	年 月 日
年金の種類・種類	年金	振込先	
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名		
高支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後の支払額			
高支払期	令和 年 月 からの 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額
年金支払額	円	円	円
介護保険料額	円	円	円
所得控除および 遺贈特例所得控除	円	円	円
個人住民税額	円	円	円
控除後の支払額	円	円	円

※1 支払日は、年金の請求・賞額、出納期が書かれています(ゆうちょ銀行を除く)。
※2 令和7年4月までの形勢がない方は、支払額の変更が予定されている方です。
※3 8月以降の介護保険料等の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書に記載いたします。下記に「印」が表示されている場合は、遅延特別給金が含まれています。
※4 令和6年6月からの所得控除は、定額控除後の額を記載しています。詳細はご案内の裏面をご覧ください。

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金事業企画課長

年金振込通知書について					
振込予定日	振込日は毎月第2週金曜日の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金曜日の振込日となります。				
支払月	支払対象月	支払月	支払対象月	支払月	支払対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

- 支払日に切り捨てられた残額の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、残額を加算して支払いたします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「印」が表示されている場合は、遅延特別給金が含まれています。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。なお、令和6年10月からは個人住民税の滞りによる滞り徴収も特別徴収することになります。
- 高支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

△ 年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

2405 1034 012N

● 年金額改定通知書

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書				
年金の種類	年金			
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名			
国民年金 (基礎年金)	令和 年 月 からの 年金額 (年額)	円	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)	円
基本額		円		円
支給停止額		円		円
年金額		円		円
厚生年金 保険	令和 年 月 からの 年金額 (年額)	円	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)	円
基本額		円		円
支給停止額		円		円
年金額		円		円
合計年金額 (年額)		円		円

年月日

印影

厚生労働大臣

(この通知書は、年金額を伝えるものです。大切に保管してください。)

年金額改定通知書について (令和6年4月からの年金額)

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の増額改定となります。
- 将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。
- 法律で定める年金額計算における物価変動率は法律改正前の年金額を確保する経過措置に該当するときは等により、昨年度から2.7%の増額と異なる場合があります。
- 厚生年金基金から代行部分の年金を受給している方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。
- 国民年金(基礎年金)の「年金額」欄の金額に「※」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度に国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したことに伴い、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の分割を収めています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】

年金改定に関する不服申し立ては、年金改定決定の通知書に記載の不服申立期間内に、年金改定決定の通知書に記載の不服申立先(年金事務所)に提出する必要があります。

この決定が不当であると認め、この決定があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に年金改定決定の不服申立先(年金事務所)に提出する必要があります。この決定が不当であると認め、この決定があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に年金改定決定の不服申立先(年金事務所)に提出する必要があります。この決定が不当であると認め、この決定があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に年金改定決定の不服申立先(年金事務所)に提出する必要があります。

年金改定に関するお問い合わせは、日本年金機構ホームページでもお問い合わせいただけます。

年金額等の改定 検索

二次コード

2405 1034 007N

No.13-4 請求後の流れ

● 統合通知書

死亡一時金 寡婦年金

料金後納郵便

親展

お祝い 届期前にもう一度あてていただくことをご確認ください。

大切なお知らせ

個人あての郵便物が届いた場合は、お手紙で「納付書」を記入し、郵便ポストに投入してください。

郵局の窓口へお持ち込みいただく場合は、お近くの郵便局へお持ち込みください。

国民年金・厚生年金保険 年金額決定通知書

年金額の決定通知書です。令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

年金額の種類	令和6年6月1日現在の年金額(円)	令和6年6月1日現在の年金額(円)
国民年金(基礎年金)	円	円
厚生年金(厚生年金)	円	円
合計年金額(月額)	円	円

厚生労働大臣 印

年金支払通知書 (別添付) 令和6年6月14日

以下の内容をご確認ください。

年金の種類	支払月	支払額(円)
国民年金(基礎年金)	7月	円
厚生年金(厚生年金)	7月	円
合計年金額(月額)	7月	円

厚生労働省 国民年金局長 印

国民年金・厚生年金保険 年金額決定通知書

令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

重要なポイント

- 令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。
- 令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。
- 令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

納付書がき

令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

年金支払通知書について

令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

● 年金支払通知書

年金支払通知書

このお知らせについて

年金の基礎年金額・年金コード

年金の種類

納付先(支払先)

【支払額の項目別内訳表】

項目	金額(円)
(1) 定期支払額	円
(2) 過去の支払額(一時払)	円
(3) 社会保険料	円
(4) 国民年金保険料	円
(5) 厚生年金保険料	円
(6) 国民年金保険料	円
(7) 厚生年金保険料	円
(8) 国民年金保険料	円
(9) 厚生年金保険料	円
(10) 国民年金保険料	円
(11) 厚生年金保険料	円
(12) 国民年金保険料	円
(13) 厚生年金保険料	円
(14) 国民年金保険料	円
(15) 厚生年金保険料	円
(16) 国民年金保険料	円
(17) 厚生年金保険料	円
(18) 国民年金保険料	円
(19) 厚生年金保険料	円
(20) 国民年金保険料	円
(21) 厚生年金保険料	円
(22) 国民年金保険料	円
(23) 厚生年金保険料	円
(24) 国民年金保険料	円
(25) 厚生年金保険料	円
(26) 国民年金保険料	円
(27) 厚生年金保険料	円
(28) 国民年金保険料	円
(29) 厚生年金保険料	円
(30) 国民年金保険料	円
(31) 厚生年金保険料	円
(32) 国民年金保険料	円
(33) 厚生年金保険料	円
(34) 国民年金保険料	円
(35) 厚生年金保険料	円
(36) 国民年金保険料	円
(37) 厚生年金保険料	円
(38) 国民年金保険料	円
(39) 厚生年金保険料	円
(40) 国民年金保険料	円
(41) 厚生年金保険料	円
(42) 国民年金保険料	円
(43) 厚生年金保険料	円
(44) 国民年金保険料	円
(45) 厚生年金保険料	円
(46) 国民年金保険料	円
(47) 厚生年金保険料	円
(48) 国民年金保険料	円
(49) 厚生年金保険料	円
(50) 国民年金保険料	円
(51) 厚生年金保険料	円
(52) 国民年金保険料	円
(53) 厚生年金保険料	円
(54) 国民年金保険料	円
(55) 厚生年金保険料	円
(56) 国民年金保険料	円
(57) 厚生年金保険料	円
(58) 国民年金保険料	円
(59) 厚生年金保険料	円
(60) 国民年金保険料	円
(61) 厚生年金保険料	円
(62) 国民年金保険料	円
(63) 厚生年金保険料	円
(64) 国民年金保険料	円
(65) 厚生年金保険料	円
(66) 国民年金保険料	円
(67) 厚生年金保険料	円
(68) 国民年金保険料	円
(69) 厚生年金保険料	円
(70) 国民年金保険料	円
(71) 厚生年金保険料	円
(72) 国民年金保険料	円
(73) 厚生年金保険料	円
(74) 国民年金保険料	円
(75) 厚生年金保険料	円
(76) 国民年金保険料	円
(77) 厚生年金保険料	円
(78) 国民年金保険料	円
(79) 厚生年金保険料	円
(80) 国民年金保険料	円
(81) 厚生年金保険料	円
(82) 国民年金保険料	円
(83) 厚生年金保険料	円
(84) 国民年金保険料	円
(85) 厚生年金保険料	円
(86) 国民年金保険料	円
(87) 厚生年金保険料	円
(88) 国民年金保険料	円
(89) 厚生年金保険料	円
(90) 国民年金保険料	円
(91) 厚生年金保険料	円
(92) 国民年金保険料	円
(93) 厚生年金保険料	円
(94) 国民年金保険料	円
(95) 厚生年金保険料	円
(96) 国民年金保険料	円
(97) 厚生年金保険料	円
(98) 国民年金保険料	円
(99) 厚生年金保険料	円
(100) 国民年金保険料	円

厚生労働省 国民年金局長 印

【支払額内訳表】(表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。)

表面【支払額の項目別内訳表】の項番の○数字に対応しています。

項目	(1) 支払対象期間	(2) 月数	(3) 支払対象期間(年数)	(4) 変更後年金額	(5) 変更前年金額	(6) 差引支払年金額	(7) 支払額
(8)							
(9)							
(10)							
(11)							

○(8)支払対象期間 支払対象期間は、令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

○(9)支払額 支払額は、令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

○(10)差引支払年金額 差引支払年金額は、令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

○(11)支払額 支払額は、令和6年6月1日現在の年金額が記載されています。

※(4)支払対象期間に、支払額「○」と記載がある方はこちらをご覧ください。

【支払額の項目別内訳表】

項目	金額(円)
(1) 定期支払額	円
(2) 過去の支払額(一時払)	円
(3) 社会保険料	円
(4) 国民年金保険料	円
(5) 厚生年金保険料	円
(6) 国民年金保険料	円
(7) 厚生年金保険料	円
(8) 国民年金保険料	円
(9) 厚生年金保険料	円
(10) 国民年金保険料	円
(11) 厚生年金保険料	円
(12) 国民年金保険料	円
(13) 厚生年金保険料	円
(14) 国民年金保険料	円
(15) 厚生年金保険料	円
(16) 国民年金保険料	円
(17) 厚生年金保険料	円
(18) 国民年金保険料	円
(19) 厚生年金保険料	円
(20) 国民年金保険料	円
(21) 厚生年金保険料	円
(22) 国民年金保険料	円
(23) 厚生年金保険料	円
(24) 国民年金保険料	円
(25) 厚生年金保険料	円
(26) 国民年金保険料	円
(27) 厚生年金保険料	円
(28) 国民年金保険料	円
(29) 厚生年金保険料	円
(30) 国民年金保険料	円
(31) 厚生年金保険料	円
(32) 国民年金保険料	円
(33) 厚生年金保険料	円
(34) 国民年金保険料	円
(35) 厚生年金保険料	円
(36) 国民年金保険料	円
(37) 厚生年金保険料	円
(38) 国民年金保険料	円
(39) 厚生年金保険料	円
(40) 国民年金保険料	円
(41) 厚生年金保険料	円
(42) 国民年金保険料	円
(43) 厚生年金保険料	円
(44) 国民年金保険料	円
(45) 厚生年金保険料	円
(46) 国民年金保険料	円
(47) 厚生年金保険料	円
(48) 国民年金保険料	円
(49) 厚生年金保険料	円
(50) 国民年金保険料	円
(51) 厚生年金保険料	円
(52) 国民年金保険料	円
(53) 厚生年金保険料	円
(54) 国民年金保険料	円
(55) 厚生年金保険料	円
(56) 国民年金保険料	円
(57) 厚生年金保険料	円
(58) 国民年金保険料	円
(59) 厚生年金保険料	円
(60) 国民年金保険料	円
(61) 厚生年金保険料	円
(62) 国民年金保険料	円
(63) 厚生年金保険料	円
(64) 国民年金保険料	円
(65) 厚生年金保険料	円
(66) 国民年金保険料	円
(67) 厚生年金保険料	円
(68) 国民年金保険料	円
(69) 厚生年金保険料	円
(70) 国民年金保険料	円
(71) 厚生年金保険料	円
(72) 国民年金保険料	円
(73) 厚生年金保険料	円
(74) 国民年金保険料	円
(75) 厚生年金保険料	円
(76) 国民年金保険料	円
(77) 厚生年金保険料	円
(78) 国民年金保険料	円
(79) 厚生年金保険料	円
(80) 国民年金保険料	円
(81) 厚生年金保険料	円
(82) 国民年金保険料	円
(83) 厚生年金保険料	円
(84) 国民年金保険料	円
(85) 厚生年金保険料	円
(86) 国民年金保険料	円
(87) 厚生年金保険料	円
(88) 国民年金保険料	円
(89) 厚生年金保険料	円
(90) 国民年金保険料	円
(91) 厚生年金保険料	円
(92) 国民年金保険料	円
(93) 厚生年金保険料	円
(94) 国民年金保険料	円
(95) 厚生年金保険料	円
(96) 国民年金保険料	円
(97) 厚生年金保険料	円
(98) 国民年金保険料	円
(99) 厚生年金保険料	円
(100) 国民年金保険料	円

厚生労働省 国民年金局長 印



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金死亡一時金請求書
- 亡くなった方の年金手帳、または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）（請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、法定相続情報一覧図の写しのいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類の添付が必要）
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

【第三者の証明に代わる書類】

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

- 提出書類「国民年金死亡一時金請求書」

国民年金死亡一時金請求書

二次元
コード

提出日		令和XX年XX月XX日										フリガナ		ネンキン		タロウ				
死亡した方	基礎年金番号	XXXXXXXXXX										氏名	年金		太郎					
	基礎年金番号以外の 手続記号番号																			
請求者	生年月日	大正昭和 平成		XX年		XX月		XX日		死亡年月日	令和		XX年		XX月		XX日			
	住所	杉並 市(区) 高井戸西3-5-2400マンション205																		
請求者	フリガナ	ネンキン				ハナコ				生年月日	大正昭和 平成・令和		XX年		XX月		XX日			
	氏名	年金				花子														
	個人番号	XXXXXXXXXX										死亡者との続柄	妻		電話番号	XX-XXXX-XXXX				
	住所	〒168-8071 杉並 市(区) 高井戸西3-5-2400マンション205																		
受取口座	受取機関	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関		※1 アスロイロにつけ、希望する受取口座を下記に必ずご記入ください。 ※2、指定する口座が公的受取口座でない場合は、受取口座の名称を併記してください。										銀行口座コード	フリガナ		ネンキン		ハナコ	
	イ. ゆうちょ銀行(郵便局)	<input type="checkbox"/> 公的受取口座として登録済の口座を指定		フリガナ		タカヒ		フリガナ		スズナミ		口座名義人氏名	年金		花子					
	ア. 金融機関	金融機関コード	支店コード	フリガナ		高井戸		種別	1. 普通		口座番号(左詰めでご記入)		XXXXXXXXXX							
	イ. ゆうちょ銀行	支店コード	預金種別	貯金通帳の口座番号		記号(左詰めでご記入)		番号(右詰めでご記入)		金融機関又はゆうちょ銀行の証明欄 (注) 貯蓄種別(貯蓄)口座への振込みはできません。 ※3 請求者は必ずフリガナと種別を記入し、フリガナが不明である場合はご記入ください。		99000000		1. 普通						

※3 遺族等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の欄)を添付する場合は公的受取口座を指定する場合、記入は不要です。

先順位者の有無	死亡の時、死亡者と生計を同じくしていた人がいましたか。					
	①配偶者	②子	③父母	孫	⑤祖父	⑥兄弟姉妹
他の同順位者	氏名	続柄	生年月日	住所		請求の有無
			大正昭和 平成・令和	年月日		

家継年金との調整
ア. 暮給年金を受けることができるが死亡一時金を選択する。
イ. 暮給年金を受けることができない。

(記入上の注意事項等もご覧ください。)

【職員記入欄】

第1号納付期間	月数	続柄	市区町村交付	支給決定金額		
定期納付	(月×1/1)=	月	1. 有 2. 無	定期・免除月数に 基づく金額	円	
4分の1免除	(月×3/4)=	月		付加納付月数に 基づく金額		円
半額免除	(月×1/2)=	月				円
4分の3免除	(月×1/4)=	月				円
合計		月			合計	円
付加納付		月				円

年金事務所 決裁欄		中央年金センター 確認欄	
決裁	二次	一次	二次

市区町村
交付印

年金事務所
交付印

中央年金センター
交付印

(保存期間 5年)



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金寡婦年金裁定請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（コピー可）（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と別居等されている請求書の場合で、第三者の証明もしくは第三者の証明に代わる書類（次ページ参照）の添付が必要）
- 事実婚関係に関する申立書（該当する方の場合に必要）
- 収入に関する認定書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

【第三者の証明に代わる書類】

- ・健康保険被保険者証または組合員証等
※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- ・給与明細または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- ・源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- ・定期的に送金されていたことのわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等
※定期的に送金がある場合

収入に関する下記のいずれかの書類（マイナンバーで収入確認できる場合は省略可）

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）
※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書
※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合

亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等
- 損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの
- 同意書

その他、状況によって必要な書類

- 委任状（代理人が手続きする場合）
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

● 提出書類「国民年金寡婦年金裁定請求書」

受付登録コード			
1	7	4	1
入力処理コード			
6	3	0	0
0	0	0	4
年金コード			
5	9	5	

年金請求書（国民年金寡婦年金）

様式第109号

二次元コード

○ 5 のなかに必要事項をご記入ください。
 (◆印欄には、なにも記入しないでください。)
 ○黒インクのボールペンでご記入ください。
 ○フリガナはカタカナでご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)で届出する場合は、本人確認書類が必要です。

死亡した人夫	①基礎年金番号	X X X X X X X X X X X X									
	②生年月日	明・大・ 昭5 ・平	1	3	7	X	X	X	X	X	X
	氏名	(フリガナ) ネンキン	(氏) 年金		(名) 太郎						

市区町村
 受付年月日

年金事務所
 受付年月日

請求者	③個人番号(マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X									
	④生年月日	明・大・ 昭5 ・平	1	3	7	X	X	X	X	X	X
	氏名	(フリガナ) ネンキン	(氏) 年金		(名) 花子						

⑤作成原因	⑥進達番号								
01									
⑧重無	⑨未保	⑩支保							

⑬住所の郵便番号	⑭住所	住所コード	(フリガナ) スギナミ	タカイドニシ3-5-24 ○○マンション205
1680071	◆		杉並 町	高井戸西3-5-24 ○○マンション205号室

死亡した方

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

厚生年金保険 (または船員保険)	国民年金		
---------------------	------	--	--

⑮欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。)
 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で困んでください。
 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

厚生年金保険 (または船員保険)	国民年金	ある	ない
---------------------	------	----	----

⑯年金受取機関 ※

①金融機関(ゆうちょ銀行を除く)
 ※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。
 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に○してください。

②ゆうちょ銀行(郵便局)
 公金受取口座として登録済の口座を指定

(フリガナ) タカイド	(フリガナ) スギナミ	(フリガナ) ネンキン	(フリガナ) ハナコ				
高井戸	銀行 信農信漁	年金	花子				

⑯金融機関コード	⑰支店コード	(フリガナ) スギナミ	(フリガナ) スギナミ	⑱預金種別	⑲口座番号(左詰めで記入)
◆	◆	高井戸	杉並	本店支店 出張所 本所支	①普通 ②当座 X X X X X X

⑳貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		
記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。	
	-		

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

連絡欄

20240701 A-26

34



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

⑦あなたは、現在、公的年金制度（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	-----------	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

⑩ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別	
1	
2	
3	
⑪ 他年金種別	

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
 ※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

⑫ 上	外	⑬ 第三者行為
上	外	
1	2	

⑭ 受給権発生年月日	⑮ 条 文	⑯ 停止事由	⑰ 停止期間
元号 年 月 日	0 1 4 9 0 0 1 0 0	元号 年 月	元号 年 月

⑱ 失権事由	⑲ 失権年月日
	年 月 日

⑳ 時効区分	◆ 終了表示 E 送信
--------	-------------

★ 市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成・令和 年 月分 無 昭和・平成・令和 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

請求者の電話番号 (XX) - (XXXX) - (XXXX)

① 必ず ご 記 入 く だ さ い。	(1) 死亡した方の生年月日	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	住所	杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション 205 号室		
	(2) 死亡年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	心不全		
	(4) 傷病または負傷の発生した日	令和 XX 年 XX 月 XX 日	(5) 傷病または負傷の初診日	年 月 日		
	(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因			(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい 2. いいえ	
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏名	住所			
	(9) 死亡の原因は業務上ですか。	(10) 労災保険から給付が受けられますか。		(11) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。		
	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ		1. はい 2. いいえ		
	(12) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。			1. はい 2. いいえ		
	(13) 死亡した方が次の年金を受けていましたか。(※)	ア. 老齢基礎年金 イ. 障害基礎年金 (旧国民年金法による障害年金 (障害福祉年金を除く) を含む)		1. はい 2. いいえ		
	(14) 死亡一時金を受け取ることができますが寡婦年金を選択しますか。			1. はい 2. いいえ		

(※) 死亡年月日が令和3年3月31日以前のときは、死亡した方が障害基礎年金の支給を受けていたことがなくても受け取る権利があった場合 (障害基礎年金の受給権発生月に死亡した場合) は、年金を受けていた方に含まれます。

② 生 計 維 持 申 立				
生 計 同 一 関 係	請求者は死亡者と生計を同じくしていたことを申し立てる。			
	令和 XX 年 XX 月 XX 日			
	請求者	住所 杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション XXX 号室		
	氏名 年金 花子			
収 入 関 係	1. この年金を請求する方はつぎにお答えください。		◆確認欄	◆年金事務所の確認事項
	年収は、850万円未満ですか。	はい ・いいえ		ア. 健保等被扶養者 (第三号被保険者) イ. 加算額または加給年金額対象者 ウ. 国民年金保険料免除世帯 エ. 源泉徴収票・非課税証明等
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方で、収入がこの年金の受給権発生当以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。	はい・ いいえ		

令和 XX 年 XX 月 XX 日提出



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。
【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。
【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子用

様式3

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の内容 _____

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の内容 _____

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ 音信の手段（訪問・電話・メール・その他： _____）

㉘ 訪問回数（年・月・週：約 _____ 回程度）

㉙ 音信・訪問の内容 _____

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合（住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合）または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（被保険者、被保険者であった方）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

上記①・②の方の状況に応じて、次の1、2のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別住所となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外用

様式4

2. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

【経済的援助の状況について、以下に記載してください。】

②（亡くなった方）から①（請求される方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

①（請求される方）から②（亡くなった方）に対する経済的援助（あり・なし）

経済的援助の回数（年・月 約 _____ 回程度）

経済的援助の金額（年・月 約 _____ 円程度）

経済的援助の内容

第三者による証明欄

※ 生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ 表面の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたこと並びに生計同一関係にあったことの申立

申立年月日：令和____年____月____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って夫婦としての共同生活を営み、生計を同じくしていました。

① 請求される方の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 亡くなった方（配偶者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯でしたが、住民票上の住所は同一でした。

【住民票上、別世帯となっていた理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所でしたが、実際は同居していました。

【住民票上、別世帯（別住所）となっていた理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚用

様式7

3. ①と②は、別居していました。また、住民票上も別住所でした。

(1) 別居していた理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下に記載してください。

② (亡くなった方) から① (請求される方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容

◎ 上記の経済的援助が「なし」の場合は、以下に記載してください。

① (請求される方) から② (亡くなった方) に対する経済的援助 (あり・なし)

経済的援助の回数 (年・月 約 _____ 回程度)

経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の㉗～㉙に記載してください。

㉗ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他: _____)

㉘ 訪問回数 (年・月・週 : 約 _____ 回程度)

㉙ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ 表面の申立日(記入日)以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人(会社、病院、施設等)・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書（参考様式）

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書

生前の 〇〇 〇〇 は、老齢基礎年金の受給について、65歳時に遡らずに、
今後の年金受給（支給の繰下げ）を予定しておりました。

以上について相違ありません。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(〇〇年金事務所長 殿)

住所

氏名

—遺族（請求者）の範囲—

= 「三親等の傍系血族」

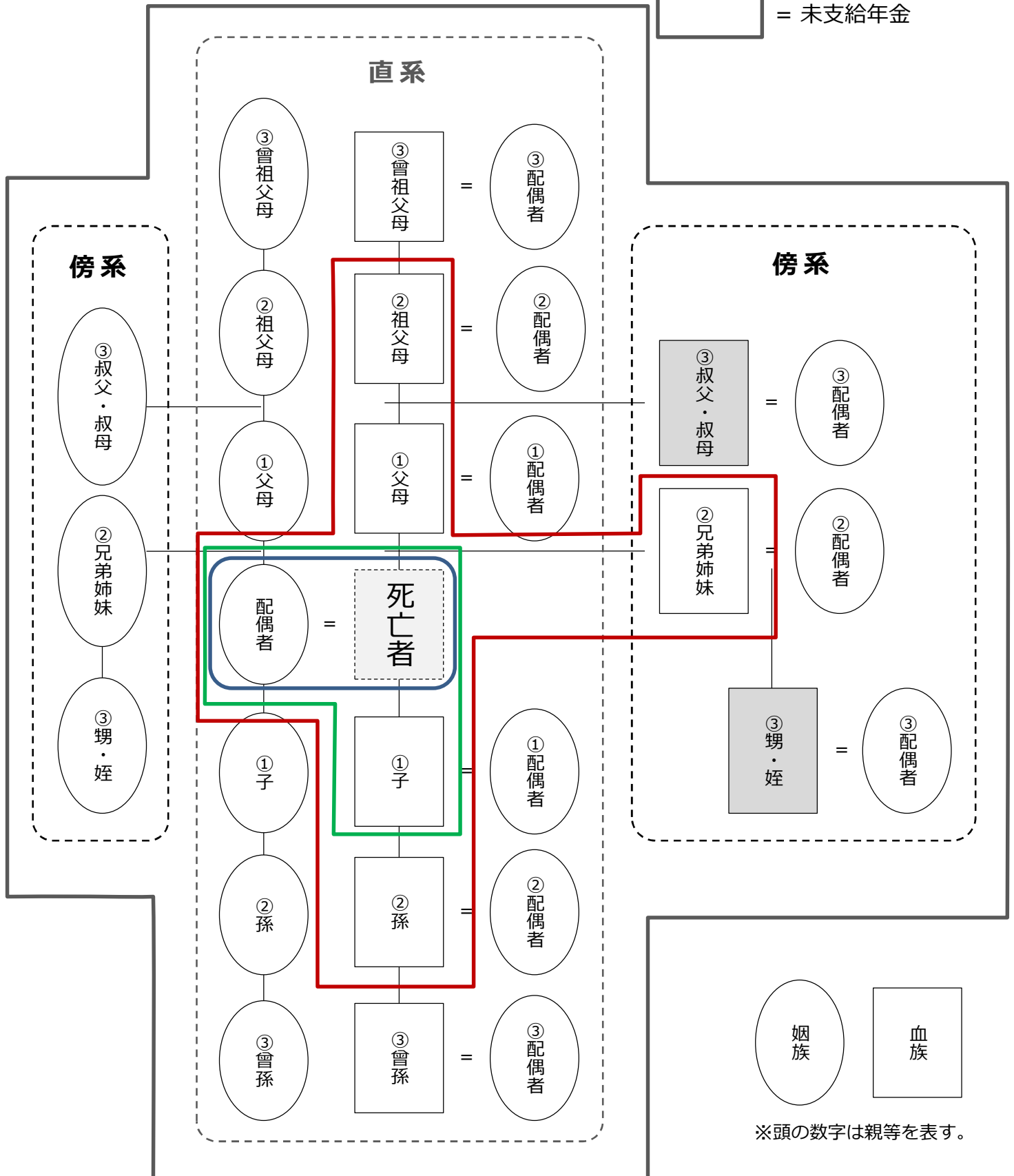
※ 死亡者および請求者の三親等内の親族は、第三者証明の認証が不可能。

= 寡婦年金

= 遺族基礎年金

= 死亡一時金

= 未支給年金



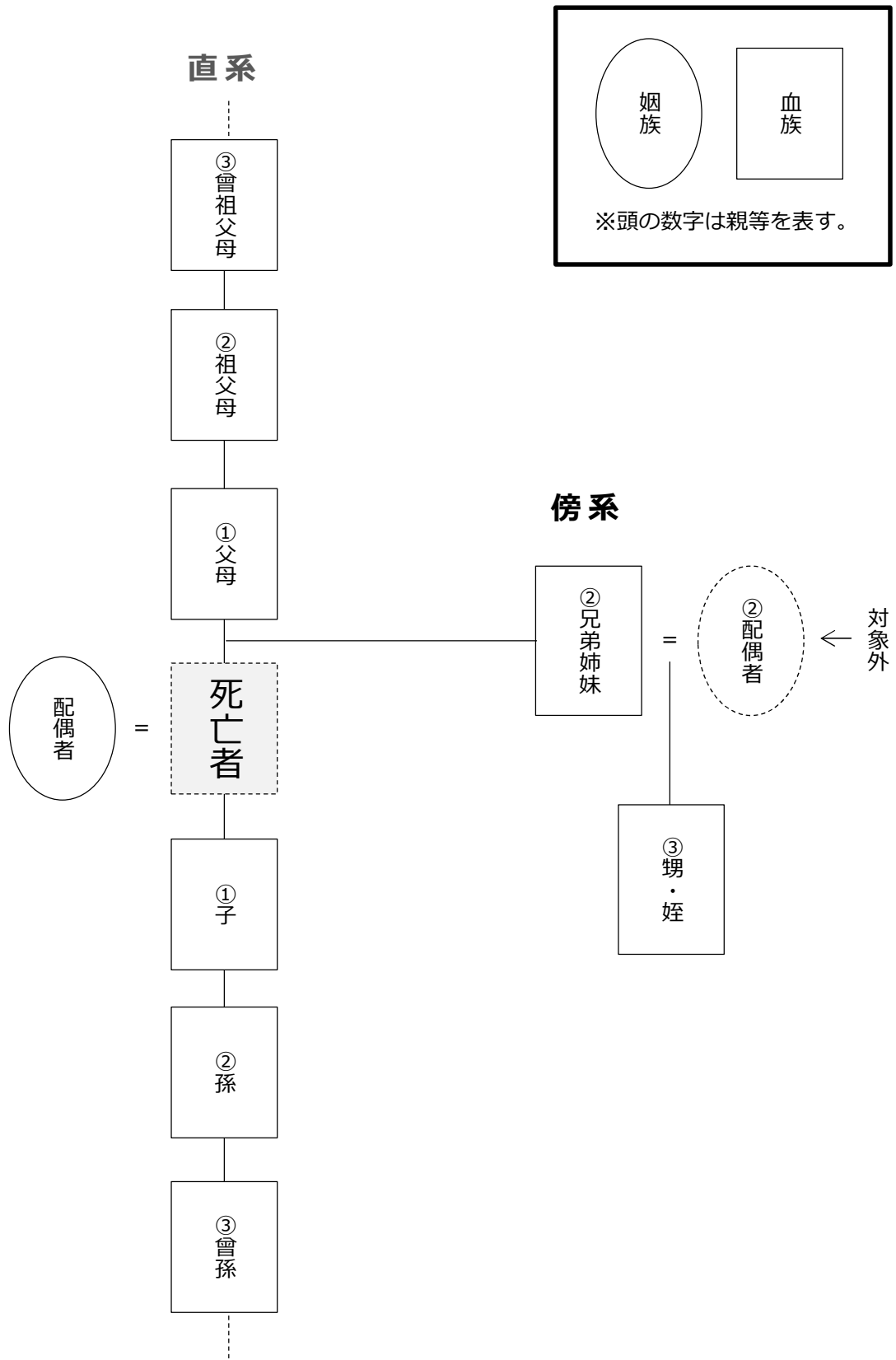
— 法定相続人の範囲 —

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属 (子、孫、曾孫など)

第2順位：直系尊属 (父母、祖父母、曾祖父母など)

第3順位：兄弟姉妹



— 年齢早見表 — (令和7年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和9	1934	91	昭和39	1964	61	平成6	1994	31
昭和10	1935	90	昭和40	1965	60	平成7	1995	30
昭和11	1936	89	昭和41	1966	59	平成8	1996	29
昭和12	1937	88	昭和42	1967	58	平成9	1997	28
昭和13	1938	87	昭和43	1968	57	平成10	1998	27
昭和14	1939	86	昭和44	1969	56	平成11	1999	26
昭和15	1940	85	昭和45	1970	55	平成12	2000	25
昭和16	1941	84	昭和46	1971	54	平成13	2001	24
昭和17	1942	83	昭和47	1972	53	平成14	2002	23
昭和18	1943	82	昭和48	1973	52	平成15	2003	22
昭和19	1944	81	昭和49	1974	51	平成16	2004	21
昭和20	1945	80	昭和50	1975	50	平成17	2005	20
昭和21	1946	79	昭和51	1976	49	平成18	2006	19
昭和22	1947	78	昭和52	1977	48	平成19	2007	18
昭和23	1948	77	昭和53	1978	47	平成20	2008	17
昭和24	1949	76	昭和54	1979	46	平成21	2009	16
昭和25	1950	75	昭和55	1980	45	平成22	2010	15
昭和26	1951	74	昭和56	1981	44	平成23	2011	14
昭和27	1952	73	昭和57	1982	43	平成24	2012	13
昭和28	1953	72	昭和58	1983	42	平成25	2013	12
昭和29	1954	71	昭和59	1984	41	平成26	2014	11
昭和30	1955	70	昭和60	1985	40	平成27	2015	10
昭和31	1956	69	昭和61	1986	39	平成28	2016	9
昭和32	1957	68	昭和62	1987	38	平成29	2017	8
昭和33	1958	67	昭和63	1988	37	平成30	2018	7
昭和34	1959	66	昭和64/ 平成元	1989	36	平成31/ 令和元	2019	6
昭和35	1960	65	平成2	1990	35	令和2	2020	5
昭和36	1961	64	平成3	1991	34	令和3	2021	4
昭和37	1962	63	平成4	1992	33	令和4	2022	3
昭和38	1963	62	平成5	1993	32	令和5	2023	2
						令和6	2024	1

— 年齢早見表 — (令和6年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和8	1933	91	昭和39	1964	60	平成6	1994	30
昭和9	1934	90	昭和40	1965	59	平成7	1995	29
昭和10	1935	89	昭和41	1966	58	平成8	1996	28
昭和11	1936	88	昭和42	1967	57	平成9	1997	27
昭和12	1937	87	昭和43	1968	56	平成10	1998	26
昭和13	1938	86	昭和44	1969	55	平成11	1999	25
昭和14	1939	85	昭和45	1970	54	平成12	2000	24
昭和15	1940	84	昭和46	1971	53	平成13	2001	23
昭和16	1941	83	昭和47	1972	52	平成14	2002	22
昭和17	1942	82	昭和48	1973	51	平成15	2003	21
昭和18	1943	81	昭和49	1974	50	平成16	2004	20
昭和19	1944	80	昭和50	1975	49	平成17	2005	19
昭和20	1945	79	昭和51	1976	48	平成18	2006	18
昭和21	1946	78	昭和52	1977	47	平成19	2007	17
昭和22	1947	77	昭和53	1978	46	平成20	2008	16
昭和23	1948	76	昭和54	1979	45	平成21	2009	15
昭和24	1949	75	昭和55	1980	44	平成22	2010	14
昭和25	1950	74	昭和56	1981	43	平成23	2011	13
昭和26	1951	73	昭和57	1982	42	平成24	2012	12
昭和27	1952	72	昭和58	1983	41	平成25	2013	11
昭和28	1953	71	昭和59	1984	40	平成26	2014	10
昭和29	1954	70	昭和60	1985	39	平成27	2015	9
昭和30	1955	69	昭和61	1986	38	平成28	2016	8
昭和31	1956	68	昭和62	1987	37	平成29	2017	7
昭和32	1957	67	昭和63	1988	36	平成30	2018	6
昭和33	1958	66	昭和64/ 平成元	1989	35	平成31年/ 令和元	2019	5
昭和34	1959	65	平成2	1990	34	令和2	2020	4
昭和35	1960	64	平成3	1991	33	令和3	2021	3
昭和36	1961	63	平成4	1992	32	令和4	2022	2
昭和37	1962	62	平成5	1993	31	令和5	2023	1
昭和38	1963	61						

年金相談窓口のご確認

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル ※土曜日、日曜日、祝日 (第2土曜日を除く)、 12月29日から1月3日はご 利用いただけません。	0570-05-1165	・月曜日：午前8時30分～午後7 時00分（月曜日が祝日の場合は 翌開所日） ・火曜日～金曜日：午前8時30分 ～午後5時15分 ・第2土曜日：午前9時30分～午 後4時00分
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

－ 年金請求窓口のご確認ほか －

国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

 老-No.10

— 年金額の推移 —

種別		年月	令和2.4~	令和3.4~	令和4.4~	令和5.4~ (※)	令和6.4~ (※)
			年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老 齡 基 礎 年 金			(定額分) 781,700円 (満額)	(定額分) 780,900円 (満額)	(定額分) 777,800円 (満額)	(定額分) 795,000円 (満額)	(定額分) 816,000円 (満額)
			(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数	(付加年金) 200円×納付 月数
障 害 基 礎 年 金	1級		977,125円	976,125円	972,250円	993,750円	1,020,000円
	2級		781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円
	子の加算 (1人)		224,900円	224,700円	223,800円	228,700円	234,800円
	3人目以後		75,000円	74,900円	74,600円	76,200円	78,300円
遺 族 基 礎 年 金	配 偶 者 に 支 給 す る 額	子が1人	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円
		子が2人	1,231,500円	1,230,300円	1,225,400円	1,252,400円	1,285,600円
		3人目以後	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算
	子 に 支 給 す る 額	子が1人	781,700円	780,900円	777,800円	795,000円	816,000円
		子が2人	1,006,600円	1,005,600円	1,001,600円	1,023,700円	1,050,800円
		3人目以後	75,000円を 加算	74,900円を 加算	74,600円を 加算	76,200円を 加算	78,300円を 加算
寡婦年金	計算方法	死亡した夫の第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の額×4分の3					
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上	120,000円				
		180ヵ月未満					
		180ヵ月以上	145,000円				
		240ヵ月未満					
		240ヵ月以上	170,000円				
		300ヵ月未満					
		300ヵ月以上	220,000円				
		360ヵ月未満					
		360ヵ月以上	270,000円				
420ヵ月未満							
		420ヵ月以上	320,000円				

※ 新規裁定者 (67 歳以下の方) の満額となります。